奉行シリーズ サポート技術情報

OBC 定型文書

社員が非居住者になった場合の対処方法

①年調減税対象-『年末調整対応プログラム』適用前

（給与奉行Ｊ11）

まだプログラムが年調減税に対応できていないため、所轄の税務署に「給与システムが年調減税に対応しておらず、11 月頃に対応予定」であることを伝えた上で、「2024 年６月１日以降に非居住者になった社員について、どのように対応すればよいか」をご確認ください。また、税務署からの案内を踏まえて、社員の方にも対応について問題ないかご確認ください。

税務署からは、以下いずれかの対応を案内されることが想定されます。それぞれ処理手順をご紹介します。
※非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価（給与・賞与）の支給がない場合とある場合で
　処理手順が変わります。
※以下いずれも該当しない案内の場合は、弊社サポートセンターにお問い合わせください。

【ケース１：手計算で年末調整をする】
　〇１－１．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として
　　給与（賞与）を支払わない場合（　　2 ページ）
　〇１－２．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として
　　給与（賞与）を支払う場合　　（　　2 ページ）

【ケース２：年末調整をせず準確定申告をしてもらう】
　〇２－１．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として
　　給与（賞与）を支払わない場合（　　4 ページ）
　〇２－２．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として
　　給与（賞与）を支払う場合　　（　　5 ページ）

【ケース３：プログラムの年調減税対応を待ってから年末調整をする】
　〇３－１．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として
　　給与（賞与）を支払わない場合（　　7 ページ）
　〇３－２．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として
　　給与（賞与）を支払う場合　　（　　7 ページ）

【ケース１：手計算で年末調整をする】

○１－１．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払わない場合

①手計算で年末調整をする

【参考】

○年調減税を適用した場合の計算イメージは、国税庁の「年末調整計算シート」をご確認ください。

○年末調整で年調減税を適用した場合、源泉徴収票の摘要欄には 以下のように記載します。

（例）「源泉徴収時所得税減税控除済額 30,000 円、控除外額 0 円」

※詳細は国税庁の「令和６年分所得税の定額減税のしかた」をご確認ください。

○年末調整に関する一般的なご質問・ご相談は、所轄の税務署にお問い合わせください。

②11 月提供予定の『年末調整対応プログラム』に更新後、給与奉行で年末調整をする

これ以降の操作については、11 月に公開する FAQ をご確認ください。

○１－２．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払う場合

【参考】

○年調減税を適用した場合の計算イメージは、国税庁の「年末調整計算シート」をご確認ください。

○年末調整で年調減税を適用した場合、源泉徴収票の摘要欄には 以下のように記載します。

（例）「源泉徴収時所得税減税控除済額 30,000 円、控除外額 0 円」

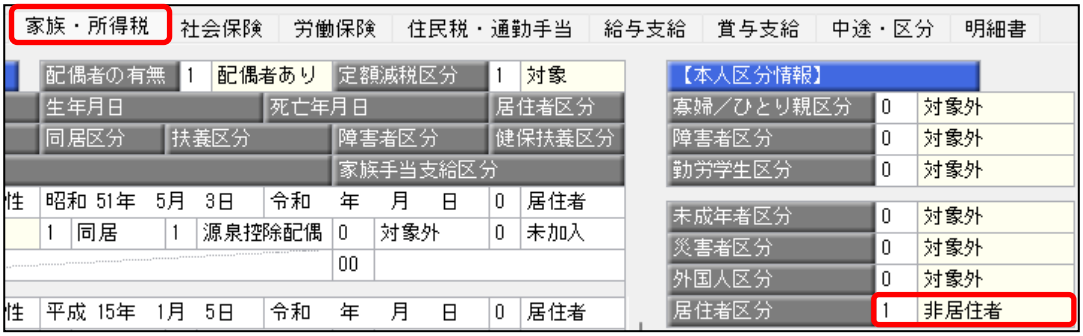
※詳細は国税庁の「令和６年分所得税の定額減税のしかた」をご確認ください。

○年末調整に関する一般的なご質問・ご相談は、所轄の税務署にお問い合わせください。

①手計算で年末調整をする

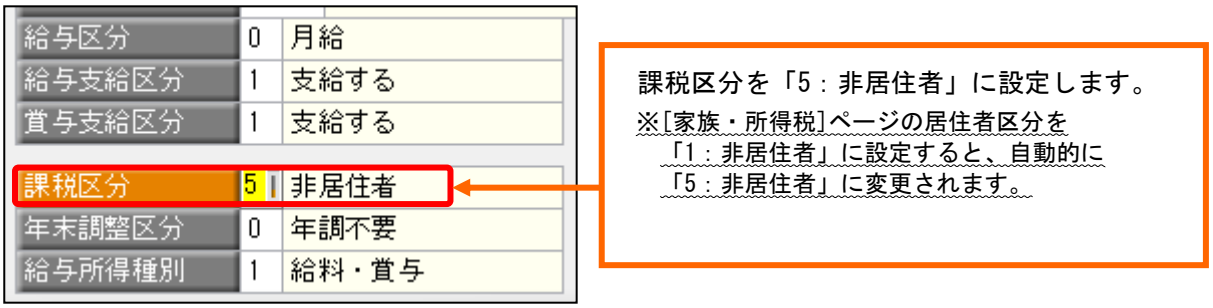
②非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払う

1.［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページで、【本人区分情報】の居住者区分を「0：居住者」から「1：非居住者」に変更します。

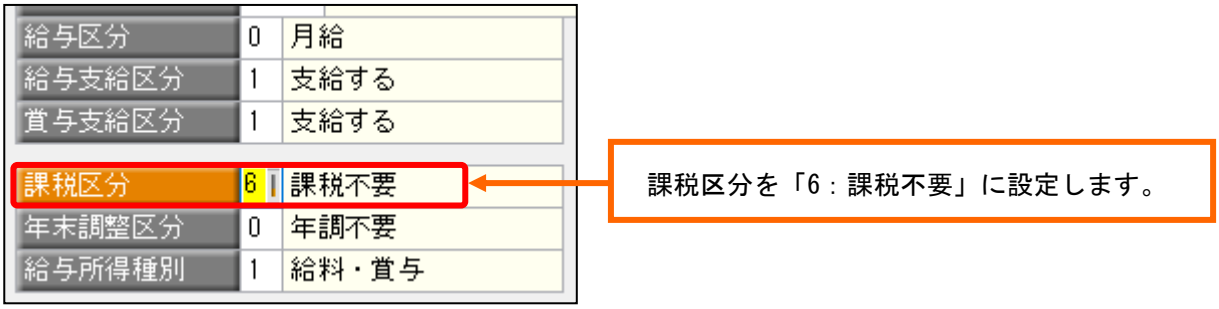


2. [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページにある【給与情報】の課税区分は、非居住者の方の居住地国と日本との間で租税条約が締結されているかを確認し、以下のように設定をします。

▼租税条約が締結されていない場合（所得税を 20.42%で計算する場合）



▼租税条約が締結されている場合（所得税が軽減又は免除される場合）



3. ほかの社員と同様に、給与(賞与)処理を行います。

【参考】

〇非居住者になった日(出国日の翌日)以後に支払う給与や賞与は、計算期間のうち国内勤務分に対して所得税がかかります。
『給与奉行』では課税区分を「5：非居住者」と設定すると、所得税が以下の算式・税率で計算されます。
⇒ 課税支給額 × 20.42% ＝ 源泉徴収税額

〇非居住者等の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合などがあります。
詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。
※『給与奉行』は、租税条約によって所得税の課税が軽減される場合の自動計算に対応していません。この場合には、課税区分を「6：課税不要」として、給与(賞与)処理では所得税を手計算/手入力を行ってください。

〇[源泉徴収票]メニューでは、居住者区分が「1：非居住者」として処理された給与(賞与)については、集計されません。

〇[源泉徴収簿]メニューでは、居住者区分が「1：非居住者」として処理された給与(賞与)については、各月の明細書には集計されますが、合計には含まれません。

③11 月提供予定の『年末調整対応プログラム』に更新後、給与奉行で年末調整をする

これ以降の操作については、11 月に公開する FAQ をご確認ください。

【ケース２：年末調整をせず準確定申告をしてもらう】

○２－１．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払わない場合

①調整額の入力をする

[給与処理]メニューや[賞与処理]メニューで入力していない金額がある場合は、調整額の入力が必要です。
[年末調整]-[給料等調整入力]メニューで入力、登録します。

②非居住者になる前までの給与(賞与)で源泉徴収票を印刷する

『年末調整対応プログラム』適用前は、定額減税が反映された年末調整はできないため、
年末調整はせずに源泉徴収票を印刷します。

1. 年末調整区分が「1：年調する」の場合、年末調整処理が未処理だと源泉徴収票の金額が表示されないため、社員情報を変更します。
[社員情報]-[社員情報登録]メニューを選択します。
対象の社員を呼び出し、[給与・単価]ページをクリックします。
年末調整区分を「0：年調不要」に変更し、F12[登録]キーを押します。



2. [年末調整]-[源泉徴収票]メニューを選択し、F2[印刷]キーを押して源泉徴収票を印刷します。
※摘要欄については定額減税のコメント等を入れる必要はありません。
※摘要欄に「年調未済」と表記したい場合は、F10[条件設定]キーを押します。
[表示設定]ページの「年調対象外の社員は、摘要欄に「年調未済」を表示する」にチェックを付けることで表示できます。



3. 社員に源泉徴収票を渡します。社員本人に準確定申告をしてもらってください。

○２－２．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払う場合

①調整額の入力をする

[給与処理]メニューや[賞与処理]メニューで入力していない金額がある場合は、調整額の入力が必要です。
[年末調整]-[給料等調整入力]メニューで入力、登録します。

②非居住者になる前までの給与（賞与）で源泉徴収票を印刷する

『年末調整対応プログラム』適用前は、定額減税が反映された年末調整はできないため、
年末調整はせずに源泉徴収票を印刷します。

1. 年末調整区分が「1：年調する」の場合、年末調整処理が未処理だと源泉徴収票の金額が表示されないため、社員情報を変更します。
   [社員情報]-[社員情報登録]メニューを選択します。
   対象の社員を呼び出し、[給与・単価]ページをクリックします。
   年末調整区分を「0：年調不要」に変更し、F12[登録]キーを押します。



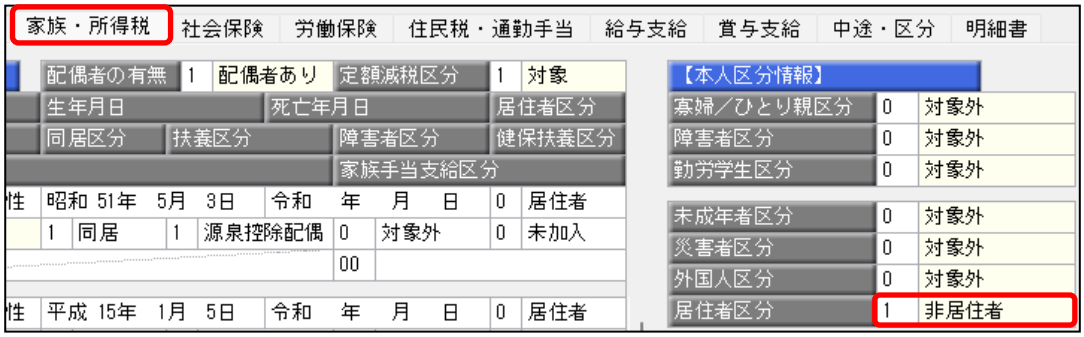
2. [年末調整]-[源泉徴収票]メニューを選択し、F2[印刷]キーを押して源泉徴収票を印刷します。
   ※摘要欄については定額減税のコメント等を入れる必要はありません。
   ※摘要欄に「年調未済」と表記したい場合は、F10[条件設定]キーを押します。
   [表示設定]ページの「年調対象外の社員は、摘要欄に「年調未済」を表示する」にチェックを付けることで表示できます。



3. 社員に源泉徴収票を渡します。社員本人に準確定申告をしてもらってください。

③非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払う

1. [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで、【本人区分情報】の居住者区分を「0：居住者」から「1：非居住者」に変更します。



2. [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページにある【給与情報】の課税区分は、非居住者の方の居住地国と日本との間で租税条約が締結されているかを確認し、以下のように設定をします。

▼租税条約が締結されていない場合（所得税を 20.42%で計算する場合）



課税区分を「5：非居住者」に設定します。
※[家族・所得税]ページの居住者区分を「1：非居住者」に設定すると、自動的に「5：非居住者」に変更されます。

▼租税条約が締結されている場合（所得税が軽減又は免除される場合）



課税区分を「6：課税不要」に設定します。

3. ほかの社員と同様に、給与(賞与)処理を行います。

【参考】

〇非居住者になった日(出国日の翌日)以後に支払う給与や賞与は、計算期間のうち国内勤務分に対して所得税がかかります。
『給与奉行』では課税区分を「5：非居住者」と設定すると所得税が以下の算式・税率で計算されます。
⇒ 課税支給額 × 20.42% ＝ 源泉徴収税額

〇非居住者等の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合などがあります。
詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。
※『給与奉行』は、租税条約によって所得税の課税が軽減される場合の自動計算に対応していません。この場合には、課税区分を「6：課税不要」として、給与(賞与)処理では所得税を手計算/手入力を行ってください。

〇[源泉徴収票]メニューでは、居住者区分が「1：非居住者」として処理された給与(賞与)については、集計されません。

〇[源泉徴収簿]メニューでは、居住者区分が「1：非居住者」として処理された給与(賞与)については、各月の明細書には集計されますが、合計には含まれません。

【ケース３：プログラムの年調減税対応を待ってから年末調整をする】

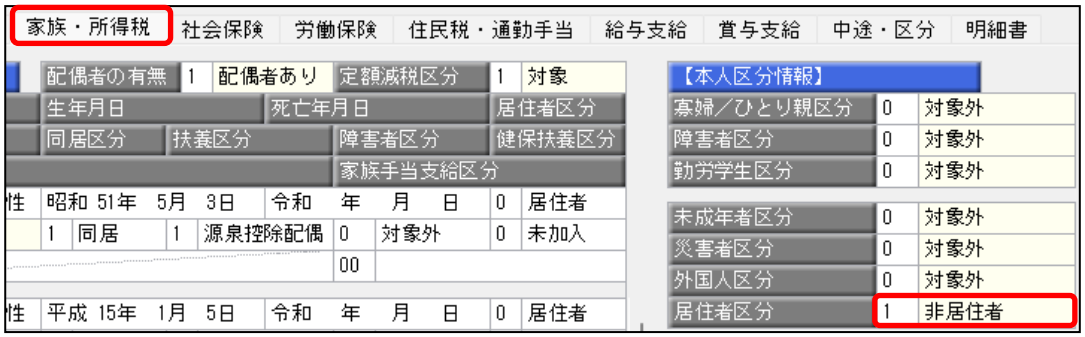
３－１．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払わない場合

11 月提供予定の『年末調整対応プログラム』に更新後、年末調整を行います。
これ以降の操作については、11 月に公開する FAQ をご確認ください。

３－２．非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払う場合

①非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払う

1. [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで、【本人区分情報】の居住者区分を「0：居住者」から「1：非居住者」に変更します。



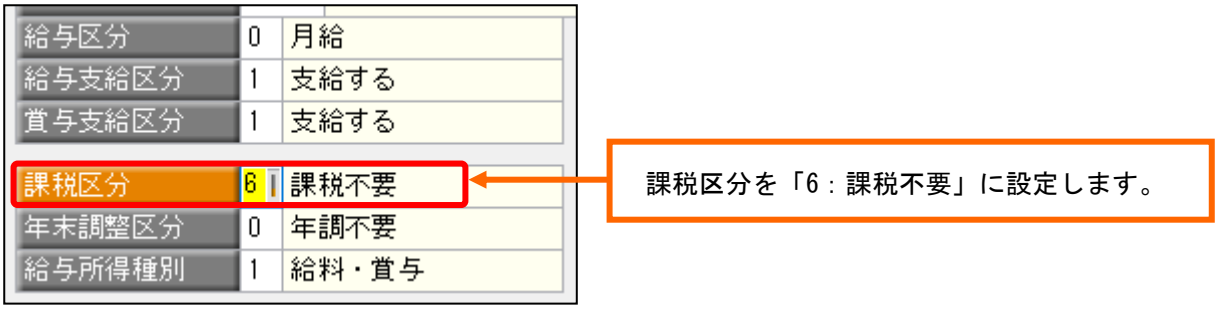
2. [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページにある【給与情報】の課税区分は、非居住者の方の居住地国と日本との間で租税条約が締結されているかを確認し、以下のように設定をします。

▼租税条約が締結されていない場合（所得税を 20.42%で計算する場合）



課税区分を「5：非居住者」に設定します。
※[家族・所得税]ページの居住者区分を「1：非居住者」に設定すると、自動的に「5：非居住者」に変更されます。

▼租税条約が締結されている場合（所得税が軽減又は免除される場合）



3. ほかの社員と同様に、給与(賞与)処理を行います。

【参考】

〇非居住者になった日(出国日の翌日)以後に支払う給与や賞与は、計算期間のうち国内勤務分に対して所得税がかかります。
『給与奉行』では課税区分を「5：非居住者」と設定すると所得税が以下の算式・税率で計算されます。
⇒ 課税支給額 × 20.42% ＝ 源泉徴収税額

〇非居住者等の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合などがあります。
詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。
※『給与奉行』は、租税条約によって所得税の課税が軽減される場合の自動計算に対応していません。
この場合には、課税区分を「6：課税不要」として、給与(賞与)処理では所得税を手計算/手入力を行ってください。

〇[源泉徴収票]メニューでは、居住者区分が「1：非居住者」として処理された給与(賞与)については、集計されません。

〇[源泉徴収簿]メニューでは、居住者区分が「1：非居住者」として処理された給与(賞与)については、各月の明細書には集計されますが、合計には含まれません。

②11 月提供予定の『年末調整対応プログラム』に更新後、給与奉行で年末調整をする

これ以降の操作については、11 月に公開する FAQ をご確認ください。

以上